

平成 24 年 8 月 31 日

橋本市長 木下善之様

橋本市公共下水道事業審議会  
会長 濱田 學昭

公共下水道使用料の見直しについて（答申）

平成 23 年 11 月 4 日付け橋下第 163 号で諮問を受けた標記の件について、本審議会において慎重に審議した結果、以下のとおり結論を得たので答申します。

記

はじめに

今日、健康で快適な生活の充実と清らかで良好な水質の河川、水路等は、豊かな生活と魅力的な都市環境として益々重要となっています。

下水道は、生活排水処理等による生活環境の向上、雨水排除による浸水の防除、下水処理することによる河川、湖沼、海域、水路、濠等の公共用水域の水質保全という非常に重要な役割を担っています。

山並に挟まれ紀の川兩岸に広がる地形の橋本市は、良好な自然環境と河川の恩恵等を受けて歴史的に発展してきました。流域は、県下でも人口集中する地域ですが、下水道整備が遅れており、汚水処理人口普及率は全国水準に比べて極めて低い状況になっています。紀の川の豊かな自然環境を取り戻すためにも、遅延なく下水道整備を大成させることが大きな課題となっています。

橋本市の下水道整備を進める公共下水道事業は、昭和 58 年度の事業認可後、管渠整備に着手し、平成 13 年 4 月の流域下水道伊都浄化センター完成に伴い、供用開始しています。平成 23 年度末現在、行政人口約 67,000 人に対する処理可能な整備人口は約 37,800 人となり、下水道処理人口普及率は約 56%に達しています。しかし、普及率の数値は全国平均値（平成 21 年度末 73.7%）と比較しても低い数値に留まっています。

下水道事業には、長期の年月と多大な費用を必要とします。さらに、整備後の下

水道施設を十分に機能発揮させるために、維持管理には適切な事業費の投入が必要となります。橋本市において事業費は、平成 15 年度をピークに右肩下がりの傾向であり、現在では年間 4 億円を下回る金額となっている。このことが、速やかな整備を図れない要因になっており、さらに、「浄化槽設置による既水洗化」や「高齢者世帯の多さ」なども整備が進まない理由となっています。

下水道事業の将来整備計画としては、このような困難な状況の中でも、現在、概ね 10 年後の平成 32 年において次のような目標値を掲げ、事業を引き続き推進しようとしています。

項目	現況 (平成23年度)	将来 (平成32年度)	備考
整備区域	約 853 ha	約 1,200 ha	約1.4倍 約347ha拡大
整備区域内人口	約 37,800 人	約 44,500 人	約1.2倍 約6,700人増加
年間有収水量	約 3,020 千m <sup>3</sup> /年	約 4,400 千m <sup>3</sup> /年	約1.5倍 約1,380千m <sup>3</sup> 増加
下水道処理 人口普及率	約 56 %	約 71 %	15ポイント増加
接続率	約 78 %	約 89 %	11ポイント増加

注) 将来計画は紀の川流域下水道(伊都処理区) 経営計画に基づくものである。  
ただし、年間有収水量のうち事業所排水(工場排水)については、現時点において実現可能な水量に修正したものである。

下水道事業を進めるに当たっては、運転・補修等の維持管理費や起債償還等の資本費などの管理運営費用(経費)が必要です。これら経費のうち、雨水処理(浸水防除のための雨水事業)や高度処理(公共用水域の水質保全を目標とするさらにレベルの高い高度な下水処理)等に係る費用は公費負担(基準内繰入)として認められていますが、それ以外は使用料対象経費として私費負担が原則となっています。

下水道事業の重要な財源である下水道使用料は、「条例で定め、公共下水道を使用するものから使用料を徴収することができる」(下水道法第 20 条) ことに基づき、使用の態様に応じて妥当なもの、適正な原価に基づくもの、使用者に対して平等なもの等を原則として徴収を行っています。

橋本市では下水道使用料については、平成 21 年度改定(平成 18 年の市町村合併に伴う改定)以来、現在の使用料単価 130 円/m<sup>3</sup>に基づいて徴収を行っています。今後は、事業進展に伴う維持管理費や資本費(地方債の元利償還金)が増大することになり、一般会計からの下水道事業への繰入金増大により市財政を圧迫することになるので、使用料を含む財政収支の見直しを行う必要があります。

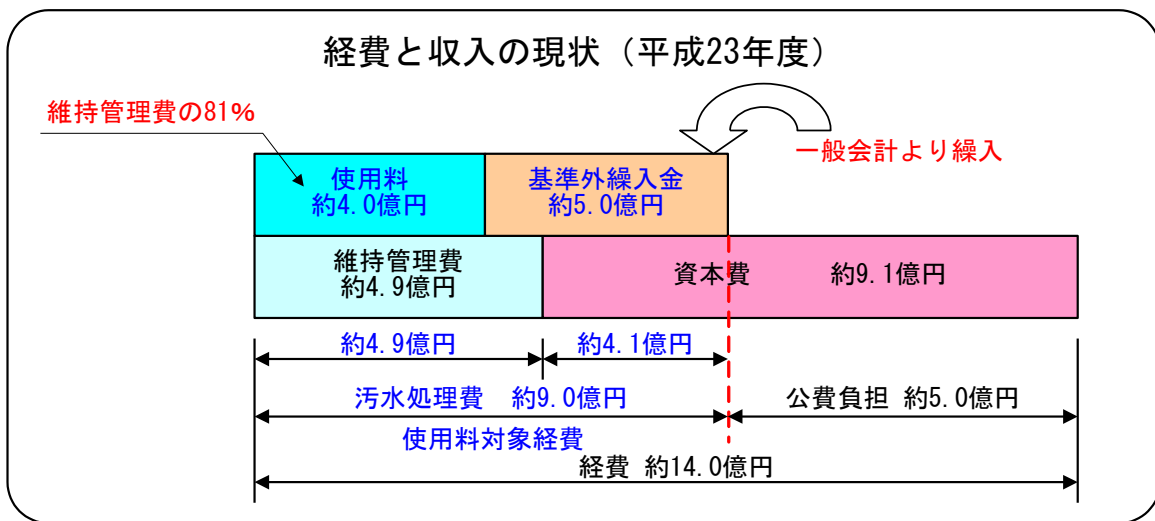
経費負担のあり方を含めた収支計画を検討し、今後の適正な下水道使用料を定めることが緊急の課題であります。このことから、平成 23 年 11 月 4 日に市長から「橋

本市公共下水道事業の健全な運営を行うため、使用料対象経費に占める使用料の割合について検討を行い、「経営の健全化に向けた公共下水道使用料の見直しについて」の諮問を受け、適正な経費負担の原則による下水道使用料を定めるため、関係資料等を検討しつつ、慎重に審議を重ねてきました。なお、下水道事業の健全経営に向けての使用料の見直しを検討するには、同事業に関わる整備費用、運営費用などの分野について幅広く検討する必要があります。しかし、答申が求められる時期までには、検討が十分には出来ていないものもあり、今回は、下水道事業への市財政負担の増大を減ずるといふ現状の緊急課題に対応する答申であります。

## 1. 使用料改定について

### (1) 現状

平成23年度では、維持管理費は約4.9億円、資本費（地方債の元利償還金）は約9.1億円、経費合計は約14億円となります。使用料で賄うべき経費（汚水処理費）は維持管理費の約4.9億円、資本費の約4.1億円で、総額約9億円となります。一方、同年度では、使用料収入は約4億円（現行の使用料単価130円/m<sup>3</sup>での計算）が見込まれており、汚水処理費全体約9億円の約44%を賄う程度に留まっています。



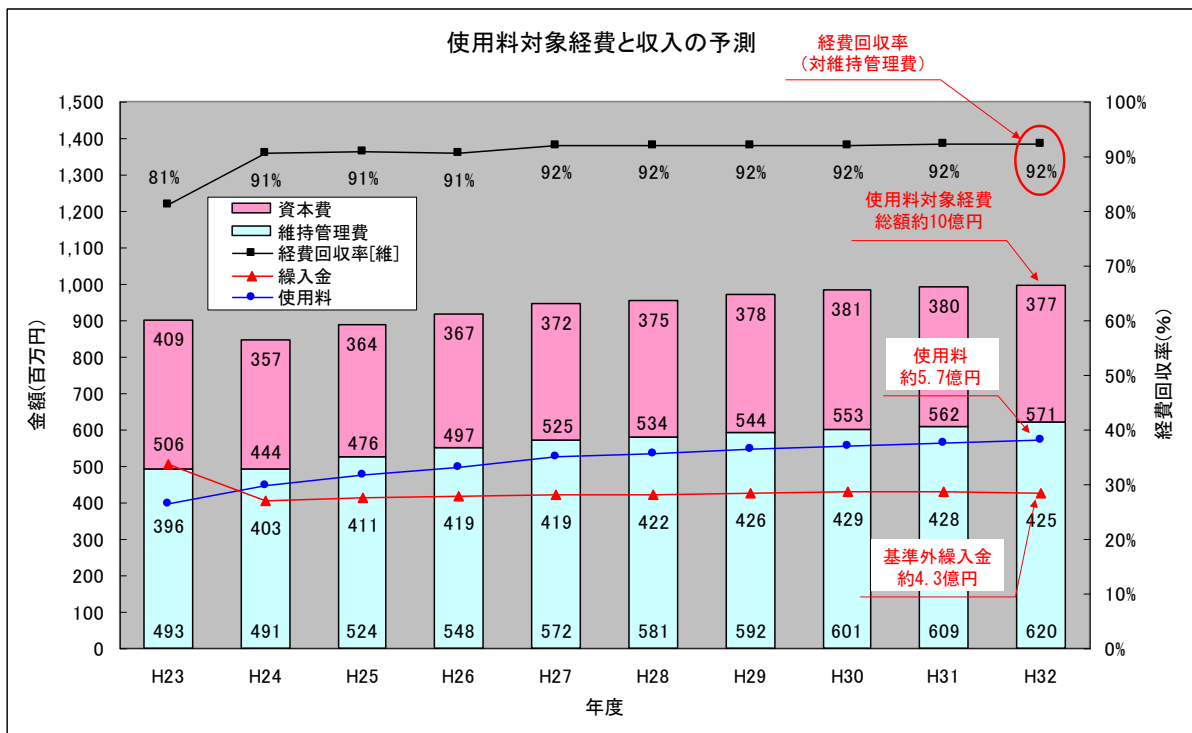
この状況は、100%を賄うことが目標とされる維持管理費に対しても約81%に留まっている水準です。また、汚水処理費約9億円から使用料約4億円を差し引いた残り約5億円は、一般会計繰入金（基準外繰入）で賄われることになり、事業費の約56%が一般会計で負担されていることとなります。

### (2) 汚水処理費と使用料収入の見通し

汚水処理費は維持管理費と資本費に区分され、維持管理費の63%以上は流域下水

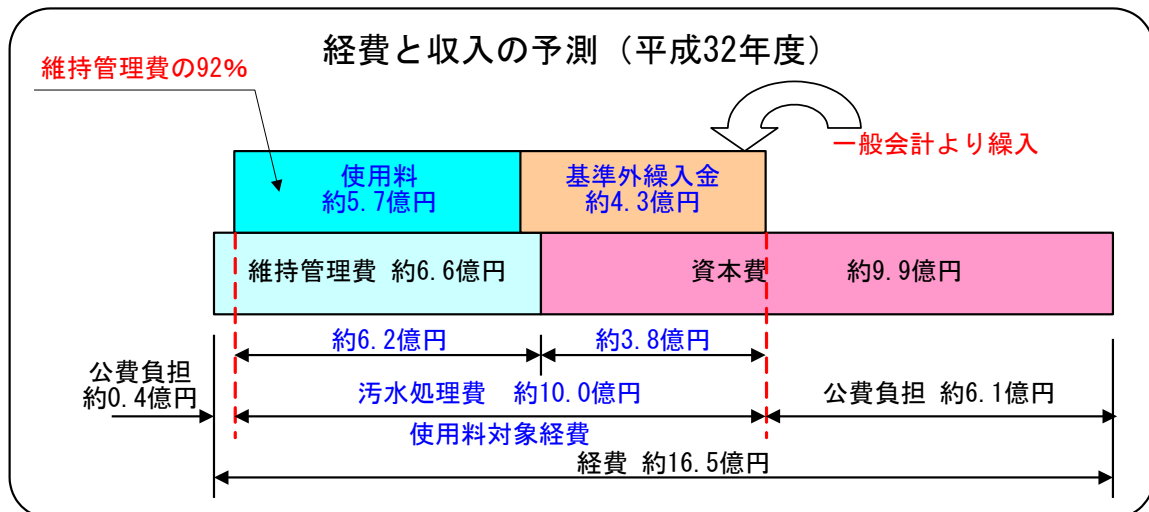
道維持管理負担金すなわち伊都浄化センターの処理費用等で占められています。この流域下水道維持管理負担金については、平成 23 年度から単価が 103.7 円/m<sup>3</sup>（改定率 6.9%）に値上げされ、さらに平成 25 年度から 110.4 円/m<sup>3</sup>（H22 からの改定率 13.8%）に値上げされます。また、市域における管渠の維持管理費については、整備区域の拡大と共に点検調査、清掃補修等の費用が増加することになり、平成 32 年度時点では 23 年度と比較して、約 1.3 倍となる見通しです。一方、資本費については、財政状況に応じた整備計画によってほぼ横ばいとなります。経費全体については約 1.2 倍程度の伸びになると予測しています。

使用料対象経費すなわち汚水処理費は平成 32 年度時点で約 10 億円（維持管理費約 6.2 億円＋資本費約 3.8 億円）になると予測されます。



有収水量については、平成 23 年度の接続人口約 29,541 人が平成 32 年度時点では約 39,500 人に増加すること、および、事業所排水（工場排水）の接続などで約 1.5 倍に伸びると予測されます。平成 32 年度では、現行の 130 円/m<sup>3</sup> 単価でも 1.5 倍の約 5.7 億円の使用料収入が見込まれます。

しかし、100%使用料で賄うのが適切とされる維持管理費に対しても、現行の 130 円/m<sup>3</sup> 単価のままでは依然として約 92%に留まることになり、現況と比べても下水道経営の健全化は図られません。一般会計からの基準外繰入金についても、汚水処理費全体に対して依然として 40%以上を占め、税負担の軽減化は望めません。



### （3）使用料改定について

下水道事業の経営状況については、現在、接続率の向上、有収水量の増大、経費縮減等の経営努力はある程度図られているものの、使用料収入だけでは維持管理費を100%賄うことさえ出来てなく、経費の半分近くを一般会計からの繰入金に頼っています。今後、下水道事業への一般会計からの繰入金増額により、一般会計をさらに圧迫することが予測されており、使用料を含む財政収支の見直しを行い、事業経営の健全性を確保するとともに、経営基盤の強化を図ることが急務となっています。

使用料については、維持管理費を100%使用料で賄うことがまずは最重要課題です。さらに、全国の公共下水道経営状況をみれば、維持管理費を100%回収し更に資本費についても40～60%程度を賄っている事業体の占める割合が最も多く、橋本市も資本費に対して10～20%程度の回収を実現できる使用料体系とすることが適切と考えられます。

適切な使用料単価につきましては、次の事項も勘案して定めることが望ましいと考えます。

1. 国（総務省）が推奨する使用料水準とする。  
総務省の通知の中で、最低限行うべき経営努力として徴収すべきとされる使用料水準を検討対象とする。
2. 高資本費対策に要する経費を計上できる基準単価とする。  
使用料で賄わなければならない対象経費が軽減されるとともに交付金措置の利点がある「高資本費対策に要する経費の計上」が可能となる使用料単価を目安とする。

3. 消費税の動向にも対応できる使用料単価とする。

不確定ではあるが、近い将来、消費税率が高まる場合も、これに連動して増大する維持管理費に対して100%賄える使用料単価にしておくことが望ましい。

以上を踏まえ、本審議会は、効率的な下水道事業の推進と経費縮減の取組み状況などを総合的に勘案して、今回、使用料を改定することは、現状の緊急課題に対応するためにやむを得ないと考えます。

なお、使用料改定にあたっては、市民の理解を十分に得るために、整備のスピードアップ、接続率の向上、コストダウン等を踏まえた今後の事業展開を明確に示していく一層の努力も必要です。

## 2. 実施時期について

現在の社会経済情勢は非常に厳しく、先行きの見通しも不透明な状況にあります。しかし、流域下水道維持管理負担金がすでに平成23年度から第一段階の値上げとなり、さらに、平成25年度から第二段階の値上げが予定されています。橋本市において、使用料改定をこれ以上先延ばしすることは、今後の下水道事業運営に悪い影響を及ぼしかねないことや、先送りされた使用料改定の際に使用者に急激な負担増をもたらすことが危惧されることから、下水道使用料の改定の時期を平成25年4月とすることは妥当と判断します。

また、今後、社会経済情勢の変化や経営計画との乖離があった場合などを念頭に置き、概ね5年毎に見直しをおこなうことが適切であると考えます。

## 3. 審議会からの付帯意見

橋本市における財政事情などを考慮し、また、税負担の公平性及び一般会計への負担軽減の観点から料金改定を行うことは、やむを得ないと考えます。さらに、下水道事業を継続的に健全に運営していくために、本審議会は次の付帯意見を付すこととします。

### ① 将来計画の見直し

今回、有収水量の捉え方に関して、紀の川流域下水道(伊都処理区)経営計画の将来計画値との間で差異が生じていますが、これは企業誘致(事業所排水)が計画どおりには進んでいないことに起因していると考えられます。実態と計画との齟齬に対して、人口減少等の社会情勢の変化に対応した下水道計画の抜

本的な変更も見据えた将来計画の見直しを速やかに実行するとともに、県等との協議をとおして流域下水道計画への反映を図ること。

## ② 有収水量の向上

現在、下水道が整備されている地区の未接続世帯に対しては、より積極的に普及活動を実施し、下水道有収水量の確保に一層努めること。

さらに、有収水量の向上として重要な、橋本市環境管理センターのし尿を公共下水道へ投入することと、農業集落排水の取り込みを積極的に推進すること。

また、現状の制度、施策のままでは接続率を伸ばすことは、厳しい状況にあるため、期限を定めた思い切った補助金制度の創設や貸付制度などの効果的な施策を検討し、速やかに実施すること。

## ③ 伊都浄化センターの経営の効率化等

橋本市の公共下水道維持管理費は、その大部分を紀の川流域下水道維持管理負担金が占めることから、紀の川流域下水道伊都浄化センターの経営の効率化等は大変重要な課題となるため、県および浄化センターに対しても経営の効率化、改善化を働きかけること。

## ④ 効率的な下水道整備の推進強化

人口減少が進行していく中、下水道事業を計画的に推進するためには、公共下水道のみならず、同一目的を持つ市設置型合併浄化槽整備や従来の個別合併浄化槽設置補助などの手法を組み合わせることによって、より効率的に汚水処理できるように、整備手法の見直しを図ると共に、管理運営の効率化を推進すること。

特に、下水道普及率にあっては、平成 23 年度末で 56.4%に留まっており、具体的な整備目標や経費削減等の目標値を定め、これらを効率的に推進することによって普及率向上に努めること。

## ⑤ 積極的な情報公開と下水道事業の市民理解

下水道事業の計画や財源内訳は複雑な仕組みとなっており、今後も多額の経費が必要とされることから、事業を推進する上で市民の理解と協力を得ることは非常に重要である。わかりやすい情報公開に努め、積極的に下水道事業への理解を得ること。また、これらの情報を毎月広報に掲載するなど密度の高い継続的発信に努めること。

## ⑥ 事務の合理化

今後の下水道事業の経営健全化のために、維持管理費をはじめ、事務事業のより一層の合理化を図り、経費節減に努めること。

## ■ 附表（使用料体系）

### ・ 現行の使用料体系

#### 公共下水道使用料（税込み）

用途区分	基本料金（1ヶ月につき）		超過料金	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
一般排水	10m <sup>3</sup> まで	1,300円	1m <sup>3</sup> につき	130円

#### 公共下水道使用料の計算方法

1. 上水道のみを使用されている場合は、上水道の使用料を下水道の排除汚水量として公共下水道使用料を計算します。
2. 井戸水など（上水道以外）を一般家庭用として使用されている場合は、使用態様（人員）に応じた汚水排出量を認定し、公共下水道使用料を計算します。
3. 上水道と井戸水などを併用されている場合は、上水道使用量に井戸水などの使用態様に応じた排出量を加算した汚水排出量として、公共下水道使用料を計算します。



## ■ 審議会委員名簿

委員数：12人（うち公募委員3人）

任 期：平成23年11月4日～平成25年11月3日（2年間）

氏 名	専任の区分	備 考
濱田 學昭	1号委員	(会長) NPO街づくり支援センター代表
上久保 修	2号委員	公募委員
笹嶋 邦彦	2号委員	公募委員
贅川 一郎	2号委員	公募委員
堀川 憲一	3号委員	橋本市区長連合会 会長
畑野 富雄	3号委員	(副会長) 橋本商工会議所 会頭
荏田 一郎	3号委員	高野口町商工会 会長
丹下 一子	3号委員	高野口町婦人会連絡協議会 会長
矢野佳世子	3号委員	橋本市女性会議 会長
上田 良治	4号委員	橋本市議会 総務委員長
石橋 英和	4号委員	橋本市議会 経済建設委員長
加藤 昌男	5号委員	

## ■ 審議の経緯

回	年 月 日	場 所	議 題
第1回	平成23年11月4日	市役所3階議会委員会室	(1)橋本市公共下水道の概要について (2)今後のスケジュール(案)について
第2回	平成23年11月21日	伊都浄化センター 他	伊都浄化センター及び、市内下水道施設の現地視察
第3回	平成23年12月21日	市役所3階議会委員会室	(1)公共下水道使用料算出方法について (2)公共下水道経営の課題について
第4回	平成24年1月26日	市役所3階議会委員会室	公共下水道維持管理費・資本費の推計について
第5回	平成24年2月22日	市役所3階議会委員会室	汚水処理費と使用料収入の見通しについて
第6回	平成24年3月19日	橋本商工会館5階会議室	下水道使用料のあり方に係る意見について
第7回	平成24年4月26日	市役所3階議会委員会室	下水道使用料のあり方に係る意見について
第8回	平成24年5月23日	市役所3階議会委員会室	答申書(案)のとりまとめについて
第9回	平成24年7月12日	市役所3階議会委員会室	答申書(案)のとりまとめについて
第10回	平成24年8月7日	市役所3階議会委員会室	(1)答申書(案)のとりまとめについて (2)特別専門小委員会(仮称)の設置について (3)その他(8月31日の答申について)
第11回	平成24年8月31日	市長室	答 申

橋本市公共下水道事業審議会条例

平成23年6月27日 橋本市条例 第22号

(設置)

第1条 公共下水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、橋本市公共下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、公共下水道事業の運営に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 公共的団体等を代表する者
- (4) 市議会議員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（秘密保持）

第7条 委員は、審議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年9月1日から施行する。